

小樽市産業廃棄物最終処分場御案内

小樽市生活環境部



小樽市産業廃棄物最終処分場は、小樽市で発生し、かつ、排出された産業廃棄物及び廃棄土砂を、適正に処理するため設置された施設です。(管理型処分場)

- ・本市以外で発生した廃棄物等の搬入は、固くお断りいたします。
- ・搬入するには、あらかじめ、処分委託申請書を提出し、承諾を受ける必要があります。

1. 受入れする産業廃棄物等の種類と処分手数料等

■産業廃棄物等の種類

区分	種類	内容	搬入できる業者等
産業 廃 棄 物	① 建設木くず※ ¹	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)のうち、建設リサイクル法でいう特定建設資材廃棄物を除いたもの※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業許可業者 ・排出事業者
	② がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物のうち、建設リサイクル法でいう特定建設資材廃棄物を除いたもの※ ²	
	③ 廃プラスチック類	事業所、工場、建設現場などから排出されるプラスチック製品、ビニール製品などの廃棄物のうち、資源物となるものを除いたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)については、産業廃棄物収集運搬業許可業者及び排出事業者自らが搬入できます。 ・工場、事務所などから排出されるものについては、産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。自己搬入はできません。
	④ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもののうち、資源物となるものを除いたもの	
	⑤ 木くず	木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの	
	⑥ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの	
	⑦ ゴムくず	事業所、工場、建設現場などから排出されるゴムの製品くず及び加工くず	
	⑧ 金属くず	金属くずのうち、資源物となるものを除いたもの(電池類は資源物の扱いとなります。)	
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(資源物となるびん、蛍光管及び電球を除く。)、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	
廃棄土砂	建設工事などから出る土砂(汚泥は搬入できません。)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業の許可不要 	

(※1) 草(笹、ドンガイ等)、すきとり物は、一般廃棄物のため、建設工事を伴っていても、搬入することはできません。

(※2) 特定建設資材廃棄物のうち、再資源化不可能なものについては、搬入することができます。

■ 処分手数料等

区分	種類	基礎単位	処分手数料 (消費税込み)	循環資源利用促進税
産業廃棄物	① 建設木くず	20 kg	198.00円	課税標準は、処分場へ搬入される産業廃棄物の重量であり、税率は次のとおりです。 1トン当たり 1,000円
	② がれき類	20 kg	68.20円	
	③ 廃プラスチック類	20 kg	468.60円	
	④ 紙くず	20 kg	156.20円	
	⑤ 木くず			
	⑥ 繊維くず			
	⑦ ゴムくず			
	⑧ 金属くず			
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
廃棄土砂	20 kg	13.20円	該当しません	
<p>上記により算出された処分手数料と循環資源利用促進税の合計額を納めていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラックスケールにより計量し、基礎単位は20 kgです。また、20 kg未満の場合や、20 kg未満の端数は20 kgとして計算します。 ・搬入車両の自重量は、実測又は次の計算式により計測します。 $\text{＜計算式＞ 自動車検査証記載 [車両重量] } \times 110 / 100$ ・処分手数料は、算出された金額の10円未満の端数を切り捨てます。 ・処分手数料のほか、重量1トン当たり1,000円の循環資源利用促進税が課税されます。(廃棄土砂を除く。) ・循環資源利用促進税は、産業廃棄物の重量に税率を乗じて算定します。 <p>※循環資源利用促進税とは…産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理にかかる施策に要する経費に充てることを目的として、北海道が導入した法定外目的税です。</p>				

2. 処分手数料の納入方法

<ul style="list-style-type: none"> ■ 処分手数料は、搬入時の現金即納が原則です。 ■ 処分手数料の後納（1か月分をまとめて翌月納付）を希望する方（多量の産業廃棄物等を継続して搬入する場合）は、生活環境部ごみ減量推進課に産業廃棄物処分手数料等後納承認申請書（小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「規則」という）様式第4号）を提出し、市長の承認を受けてください。なお、後納承認基準がありますので、承認されない場合もあります。
--

3. 開場日と受入時間

開場日	月曜日から金曜日まで（休場日を除き、国民の祝日及び振替休日も開場します。）	
受入時間	3月～10月	午前8時00分～午後5時30分
	11月～12月	午前8時00分～午後4時00分
	1月～2月	午前9時00分～午後4時00分
休場日	日曜日、土曜日、12月31日から翌年の1月5日までの日	

※ その他市長が必要と認めるときは、臨時に開場し、又は休場することがあります。

4. 搬入許可及び多量廃棄物等搬入届の提出等

- 処分場に産業廃棄物等を継続して多量に搬入しようとする場合、生活環境部ごみ減量推進課に必要書類を提示して、市長の許可を受けてください。また、この場合、車両1台ごとにスケールカードが必要となりますので処分場の管理棟で手続をしてください。
- 産業廃棄物等の搬入予定量が1工事につきおおむね500m³以上の場合、事前に多量廃棄物等搬入届(規則様式第3号)を生活環境部ごみ減量推進課に提出し、協議してください。なお、大規模な宅地造成に伴う掘削土の搬入はできません。

5. 建設リサイクル法について

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく特定建設資材廃棄物については、次に掲げる一定規模以上の工事につき、工事現場で分別(分別解体等)した後に再資源化が義務付けられます。
 - ①建築物の解体工事の場合 → 床面積の合計が80m²以上
 - ②建築物の新築・増築工事の場合 → 床面積の合計が500m²以上
 - ③建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)の場合 → 請負代金の額が1億円以上
 - ④工作物に関する解体・新築工事等の場合 → 請負代金の額が500万円以上なお、これらの特定建設資材廃棄物の搬入はできません*²。

6. 資源となる物の搬入規制について

- 資源物となる紙類(建設現場から出るこん包資材など)、かん(飲料用、食料用)、ガラスびん(ジュースびん、酒びんなど)、金属類(一斗かん、ドラムかん、スチール製ロッカー・机など)、蛍光管、電球及び電池類は搬入できません。また、廃プラスチック類で資源となる物(発泡スチロール、トレイ、ペットボトル、ビニール袋、アクリル板、シートなど)も搬入できません。これらはリサイクル処理業者に処理を委託してください。

7. 医療系廃棄物の搬入規制について

- 注射針、メス、試験管、注射筒、点滴セット等の医療系廃棄物は、非感染性であっても、治療行為に伴い廃棄されるものは搬入できません。

8. アスベスト(石綿)含有廃棄物について

- 吹付け石綿等、飛散性アスベスト廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」に指定されており、収集、運搬、処分等の基準が特に厳しく定められています。なお、飛散性アスベストに該当するものは、搬入できません。
- アスベスト成形板等、特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性アスベスト廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で「石綿含有産業廃棄物」として規定されており、処理基準が明確化されています。収集、運搬等を行う場合は、破碎しないように行うなど、処理基準を遵守してください。
- 「石綿含有産業廃棄物」の搬入については、工事ごとに、産業廃棄物処分委託申請書(アスベスト用)の提出が必要となりますので、事前に、生活環境部ごみ減量推進課まで御相談ください。
- 料金区分として「石綿含有産業廃棄物」はありません。廃棄物の排出状況や性状により「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」等に分類されます。
(例:スレートボード→がれき類、石こうボード→ガラス陶磁器くず、ビニル床タイル→廃プラスチック類)

※ 環境省から、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」が示されています。
詳しくは環境省のホームページを参照してください。
(<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>)



9. 産業廃棄物の適正な処理について

- 産業廃棄物を排出事業者から委託されて運搬業務を行うには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。その際、収集運搬業の許可を受けている産業廃棄物の種類以外は運搬できません。また、自己運搬を含む産業廃棄物の収集運搬車には、表示及び書面の備付けが義務付けられています。
- 産業廃棄物の処理には産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用し、適正に処理しなければなりません。
- 産業廃棄物の処理には書面による処分委託申請書の手続きが必要となります。

10. 搬入の際の注意事項について

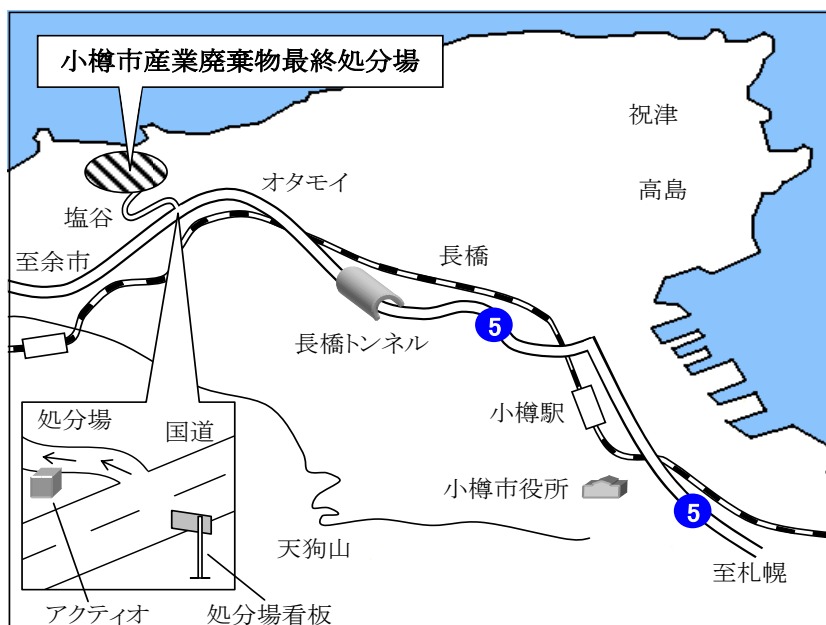
(1)	搬入する産業廃棄物については、1個又は1片の最大の辺又は径を2m以下にするとともに、1個の重量を100kg以下にしてください。
(2)	資源物とならない廃プラスチック類（FRP、合成建材、タイルカーペット、Pタイルなど）及びゴムくずの搬入については、あらかじめ、15cm以下に破砕又は切断してください。
(3)	○エアコン、テレビ（液晶・プラズマ式含む。）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象品目ですので搬入できません。 ○廃タイヤ並びに廃スプリングマットレスは、処理が困難なため搬入できません。 ○パソコンはリサイクル対象となりますので搬入できません。
(4)	○搬入は、トラックスケールの都合上、トラック等には処分手数料が同額の産業廃棄物だけを積載されるようお願いいたします。 ○荷台に、産業廃棄物をかごなどにより区分してきた場合でも、料金の違う種類のかごを同時に積載してきたときは、かごを降ろして料金別に計量しますので御了承ください。
(5)	産業廃棄物の搬入において、資源物とならない廃プラスチック類又は建設木くずと他の産業廃棄物との混載が見られるときは全量廃プラスチック類又は建設木くずとみなして料金を徴収しますので、混載のないようにお願いします。
(6)	資源物とならない廃プラスチック類であっても、食物や調味料などの残さが付着しているものは搬入できません。
(7)	積載重量は守ってください。搬入物が運搬中に飛散及び落下しないように、シートで覆うなど適切な対策を講じてください。
(8)	強風等の悪天候時には、閉場又は搬入を中断する場合がありますので、事前に御確認ください。
(9)	処分場においては係員の指示に従ってください。

処分場位置図

(小樽駅方面からの道順)
小樽駅から国道を長橋、オタモイ方面へ向かい、処分場看板で右折する。
【小樽駅から約5.2km進んで右折】

処分場埋立面積及び埋立容量

埋立面積・・・ 501千㎡
埋立容量・・・ 6,098千㎡



残土処分地について

残土処分地には、廃棄土砂以外は搬入できませんので、産業廃棄物が混入することのないようにしてください。また、指示看板に従って廃棄土砂を降ろしてください。

問合せ先

小樽市生活環境部ごみ減量推進課		小樽市産業廃棄物最終処分場	
所在地	小樽市花園2丁目12番1号	所在地	小樽市塩谷1丁目22番地
電話	0134-32-4111 内線414	電話	0134-26-4433
FAX	0134-32-5032		(FAX兼用)